令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

# 白河矢吹地区用地測量業務 現場説明書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

#### 1. 一般事項

(1) 契約保証について

契約保証については、別紙1のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

①東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等」という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

- ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3)被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林漁家を含む) の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

## 2. 作業歩掛について

(1) 地図の転写及び土地の登記記録の調査の歩掛は次のとおりとする。

(10, 000 m<sup>2</sup>当り)

作業項目	地域区分	主任技師	技師	技師補	助手
地図の転写	都市近郊			0. 52	0. 52
	森林			0.40	0.40
土地の登記記録 調査	都市近郊			0. 78	0.78
	森林			0.60	0.60

- (2) 本作業に係る材料費、機械経費は見込んでいない。
- 3. 打合せ等について
  - (1) 積算基地

本業務の積算基地は、福島市で考えている。

(2) 交通手段

ライトバンで考えている。

(福島県庁から東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所)

(3) 宿泊の有無

日帰りで考えている。

(4) 打合せ人員については、下記のとおりとし、打合せ1回あたりの所要日数は0.5日とし、 往復移動日数は計上していない。

打ち合わせ協議等	主任技師	技師	技師補
業務確認会議兼着手時打合せ	1	1	
業務の中間	1		1
成果物のとりまとめの段階	1	1	

## 4. 外業における旅費について

(1) 積算基地

本業務の積算基地は、福島市で考えている。

(2) 交通手段

一般道及び高速道路による移動とし、高速道路料金については、福島西 IC から須賀川 IC 間往復3,400円、税10%で割戻した金額である3,091円を直接経費に計上している。

- (3) 宿泊の有無 日帰りで考えている。
- 5. 立ち合いに係る日当について 現地立ち合い経費として、1人あたり5,000円とし、税10%で割り戻した金額である4,546 円を一括計上価格に計上しており、関係者は5人を想定している。
- 6. 電子納品版業務報告書作成費について 電子納品版業務報告書作成費として、コピー代(A4、200 枚)、A4縦型簡易加除式ファイル代(幅 5cm、2冊)及びCD-R代(700MB、2枚)を見込んでいる。

#### 契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。
  - ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
  - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行福島支店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を 払い込んで、交付を受けること。
  - (イ)保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏(官職・氏名)…注1」と 記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
  - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券 払込済通知書及び政府保管有価証券提出書
  - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
  - (イ)政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官(官職・氏名)…注2」と記載するように申し込むこと。
  - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
  - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
  - (オ) 受注者は、業務完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払 渡請求書を提出すること。
  - ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
  - (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに 関する法律(昭和 29 年法律第 195 号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険 会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組 合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れ を行う組合(以下「銀行等」という。)又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律

(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。

- (イ)保証書の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いである こと。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名 が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等 の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完成後、契約担当官等から保証書 (変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するもの とする。

# エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア)公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する 保証である。
- (イ)公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」と記載 するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名 が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等 の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

# オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア)履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ)履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「契約担当官等(官職・氏名)…注3」と記載するように申

し込むこと。

- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名 が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2)(1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第 1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である 場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

## (3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

注1: 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏

庶務課長 狩野 守

注 2: 政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課

課長補佐(主計) 佐藤 淳一

注3:分任支出負担行為担当官

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所長

井上 裕